

大館市適正入札・契約推進委員会

令和2年度 第2回定例会議事録（概要）

■日 時：令和3年1月7日（木）15時00分～15時55分

■場 所：大館市役所本庁舎3階 第1委員会室

■出席委員：佐藤 英夫 （委員長／税理士）

伊藤 治兵衛 （弁護士）

佐藤 昭男 （学識経験者）

斉藤 留美子 （関係業界代表／建築士）

名村 伸一 （内部委員／大館市副市長）

虻川 正裕 （内部委員／大館市総務部長）

■ はじめに（略）

1. 開会

委員長： 本日は、大館市適正入札・契約推進委員会の令和2年度 第2回目の定例会を招集いたしましたところ、皆様のご出席をいただき感謝申し上げます。

それでは、これから要綱第5条に基づく定例会議を開催します。

本日の委員の出席状況について、事務局から報告を求めます。

事務局： 本日は、委員6名全員の出席をいただいておりますので、過半数に達していることを報告します。

委員長： ただいまの事務局からの報告のとおり、委員定数6名全員の委員が出席しており、過半数に達しておりますので、要綱第5条第3項の規定により会議を開会いたします。

なお、本日の会議は、要綱第2条及び第5条に規定する定例会議であります。

2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか否か、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を公開と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するため、非公開とする場合には、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。また、定例会の内容については、ホームページを通じて会議の概要を公表しますので、ご承知置き願います。

3. 審査

① 入札・契約の運用状況について

委員長： それではこれから審議に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料1「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、令和2年度上半期の状況についてご説明いたします。

まず、業種別としては、「建設工事」「測量及び建設コンサルタント等業務」「物品調達」そして「役務提供」の4つに分類しております。

次に、この4分類を更に入札方式別に区分しております。平成30年度下半期から「建設工事」及び「測量及び建設コンサルタント等業務」に電子入札を導入したことに伴い、この2業種では「条件付き一般競争入札」「公募型指名競争入札」「通常指名競争入札」「随意契約」の4方式、「物品調達」及び「役務提供」では「条件付き一般競争入札」を除く3方式に分類しております。

なお、随意契約については、250万円を超える契約のみを掲載しております。

また、「物品調達」及び「役務提供」の単価契約については、普通契約と分けて記載しております。

資料1の欄外に落札率について注釈を記載しておりますが、普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは資料1の総括表に基づき、令和2年度上半期の状況をご説明いたします。説明時の金額は、端数を切り捨てた数字とさせていただきます。

- 最初に建設工事ですが、条件付き一般競争入札は10回執行しており、件数は126件で、契約金額は24億9,900万円でありました。前年度に比べ4件増、契約金額で2億4,600万円増となっております。公募型指名競争入札は総合病院・扇田病院分の2件のみで、契約金額は2,000万円となっております。通常指名競争入札は、今期においての発注はありません。随意契約は13件6,600万円で、前年度に比べ3件の減少、契約額は大幅に減少しております。

建設工事全体では、前年度に比べ、件数がほぼ同数の141件でしたが、契約金額では13億5,100万円減少し25億8,700万円と、大幅な減少が見受けられました。減少の主な要因としては、前年同時期に、プロポーザル方式（随意契約）による発注案件「公共下水道工事（川口・立花工区その2）」があったことによるものであります。

なお、建設工事の落札率については、前年同期比0.7ポイント減少し、97.7%となっております。

- 次に、測量及び建設コンサルタント等業務についてですが、トータルでは、前年同期比で、件数が29件増加の60件、契約金額では1億8,400万円増加し3億4,500万円とな

りました。これは、今年度に、教育施設特殊建築物定期点検業務や建物改修工事の設計など、建築コンサルの発注が大きく増加となったほか、公共住宅等長寿命化計画策定業務などの発注があったことによるものであります。

落札率は、0.1ポイント増加し88.1%となっております。

- 物品調達では、発注件数が前年同期比で14件増加の128件、契約金額も1億9,400万円増加し7億4,600万円となっております。増加の主な要因は、今年度に、新庁舎建設に伴う備品購入の発注があったことによるものであります。

落札率については、普通契約で3.2ポイント増加し95.4%、単価契約では2.5ポイント減少し86.7%となっております。

- 役務提供については、発注件数が前年同期比で28件増加の260件、契約金額も10億6,500万円増加し28億8,800万円となっております。増加の主な要因は、今年度に、総合病院の設備管理業務や清掃等業務、扇田病院の医事業務や清掃業務など、3か年に及ぶ長期契約があったことや、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策委託事業などの発注によるものであります。

落札率については、普通契約で1.4ポイント減少し97.2%、単価契約では6.6ポイント増加の87.9%となっております。

- 以上により、令和2年度上半期の総件数は589件で、前年同期比69件の増加となっております。また、単価契約を除く契約金額の総合計は65億6,800万円で、9,300万円の増加となりました。

なお、総トータルの落札率については普通契約で96.6%、前年同期比1.0ポイント減少、単価契約では87.4%と、2.2ポイント増加しております。

令和2年度上半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況につきましては、お手元の資料2「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員A： 資料2に関連した質問をいたします。「戸別浄化槽維持管理業務その2」はどのような業務なのでしょう。また、契約期間は何年なのでしょう。

事務局： 契約は単年契約となっております。戸別浄化槽維持管理業務ですが、件名から「各世帯において維持管理するべきものでないか」と感じているのではないかと推測します。市の排水処理事業に関して申し上げますと、市街地では下水道、郊外では農業集落排水処理施設

などで汚水を処理しておりますが、平成の市町村合併以前、旧比内町において下水道等の集合処理ができない地域の家々に浄化槽を設置する事業を実施しておりました。地域的には、比内町の大葛や中野、谷地中、笹館地区などとなっておりますが、本業務は当時設置した浄化槽を維持管理するものであります。浄化槽を使用している世帯からは使用料金を徴収し、今は新規の設置受付はしていないと伺っております。

委員A： 「路線価等鑑定評価業務」についてですが、どのような業務なのでしょう。

事務局： 路線価等鑑定評価業務ですが、土地の固定資産税賦課業務に関係しているものです。固定資産税は、市の中心部においては市道等の道路の路線価を鑑定し、それを基準に、道路に附帯する土地の評価額を算定、税額を決めております。路線価を定めるために評価鑑定をするものであります

委員A： 国道や県道はそれぞれ国・県で評価鑑定をしているのでしょうか

事務局： 本業務における評価鑑定は固定資産税を賦課するために行っているものであるため、市が評価鑑定をしています。

委員A： 「基幹相談支援センター事業業務」についてですが、これ以降に記載されている契約案件も含め何年契約となっているのでしょうか。

事務局： 当該箇所に記載されている契約案件は全て単年契約となっております。

委員B： 建設工事の条件付き一般競争入札において、参加業者数が1者であっても契約している案件が数件見受けられますが、どのような経緯によるものなのでしょう。また、県内公募案件でも同様な事例が1件見受けられましたが、経緯等の説明をお願いします。

事務局： 個々の案件の資料を持ち合わせていないため詳細に答えることができませんが、会場を設けて入札する場合と違い、電子入札であるため1者のみの入札であっても落札者としております。電子入札では参加申込者数を途中で確認することができないため、入札参加申込者自体が1者ということがあり得ます。

委員B： 「大館市公共下水道大館市し尿受入センターの実施設計の作成委託」についてですが、随意契約に至った理由は何でしょうか。

事務局： 国の補助金等が関係している事業であると思われませんが、相手方は法律に基づいて設立された地方共同法人であり、特定して契約に至ったものと思われま。

委員A： 通常の請負金額より高いように感じるが、どうなのでしょう。

事務局： 建物そのものの規模はそんなに大きくありませんが、内部プラントの設計等に経費がかさみ、それがかかり増しと受け取られる要因ではないかと思われます。

委員B： 「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業」についてですが、事業概要の説明をお願いします。

事務局： 市内小中学校において、授業等にインターネットを使用できるよう通信ネットワークを構築するものであります。

委員B： 全小中学校でアイパッドが使用できるようになるのですか。

事務局： アイパッドの購入が済み、体制が整い次第、全小中学校での使用が可能となります。

委員A： 「大館市本庁舎サイン工事」であります。工事種別が内装となった理由と、契約者が株式会社吉田産業大館支店となった理由の説明をお願いします。

事務局： 当初は建築一式工事として発注しようと考えていましたが、発注工種の厳格化が促されている中、本案件について県に確認したところ、看板や案内板の設置は内装工事になるという回答を得ました。過去に例がありませんが、内装工事の建設業許可を取得している業者が市内にいないため、公募の地域要件を県内に広め発注しております。本市に所在する株式会社吉田産業は、支店であることから市内業者としての取り扱いをしておりません。また、同社は建設業のほとんどの業種で許可を持っており、これまで資材の納入ということで様々な現場の下請けとして参入しておりますが、元請は今回が初めてということになります。発注工種に対する建設業許可を持っているため請負に問題なく、公募の結果、1者のみの入札参加、入札額が予定価格を下回ったことから落札となっております。

委員A： 「大館市教育施設特殊建築物定期点検業務」であります。これまで随意契約で発注してきたと思いますが、条件付き一般競争入札にした経緯は何でしょうか。

事務局： これまでは、建築基準法上に基づく業務でありますので、建築事務所を相手方とし随意契約をしてきました。なぜ随意契約をしてきたかという点、業務内容が通常の設計等の業務と違い、調査・検査という役務的な内容であり、算出根拠が国土交通省で示されていない面を考慮してのものであります。最低制限価格を定めることができないため随意契約としてきましたが、特殊な事情がない限り随意契約はしないという考えから、他市の状況も鑑み、最低制限価格を設定しない競争入札として実施しております。

委員長： 他にご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、市の発注に係る入札・契約の運用状況についての審議を終了いたします。

② 抽出事案について

委員長： それでは、次の審議事項に移ります。本委員会要綱第2条第2号の規程により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審議を行います。

要綱第6条の規程により、この抽出は「抽出委員」に委任し、予め選んでおります。要綱の運営要領第3第2項の規程により、事務局の説明に先立ち、抽出委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員： それでは、審議に入る前に「抽出結果」について報告しますので、ご確認をお願いいたします。資料3をご覧ください。

【建設工事】及び【測量及び建設コンサルタント等業務】については、平成30年度下半期から電子入札に移行したことにより、「条件付き一般競争入札」の案件から抽出しております。【物品調達】と【役務提供】については、公募型指名競争入札の案件から抽出しております。

◎ 条件付き一般競争入札

① 建設工事 【山館導水管等布設替工事】

市長事務局が発注した126件の中から、予定価格の最も高い案件を選んでおります。

② 測量及び建設コンサルタント等業務 【大館市花岡総合スポーツ公園改修工事基本設計業務】

市長事務局が発注した50件のうち、予定価格が最も高いものは真中地区水道施設改良実施設計業務でありましたが、建設工事も水道業務の案件でありましたので、予定価格が2番目に高い案件を選んでおります。

◎ 公募型指名競争入札

① 物品調達 【大館市新庁舎備品（執務室机ほか）】

市長事務局が発注した普通契約53件の中から、予定価格の最も高い案件を選んでおります。

② 役務提供 【IP電話システム更新業務】

市長事務局が発注した普通契約81件の中から、予定価格の最も高い案件を選んでおります。

◎ 随意契約

① 役務提供 【渋谷ハチ公前青ガエル輸送業務】

市長事務局が発注した案件のうち、役務提供から、通常時においてあまり発注事例が見られなく、特殊な事案であった案件を選んでおります。

委員長： それでは、「抽出の結果」について皆様の確認をお願いいたします。

(意見等なし)

委員長： 引き続き、事務局から「抽出事案」について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料3により説明いたします。

- 最初に、条件付き一般競争入札で発注しました「**山館導水管等布設替工事**」であります。山館浄水場への導水管、配水管の更新や、緊急用連絡管の布設などを行う工事となります。入札参加資格としては、市の水道事業指名競争入札参加資格業者登録名簿の「水道施設A級」に登録があること、「市内に本社・本店等主たる営業所」を有していること、専任の監理技術者として「1級土木施工管理技士」の資格を有している者を配置すること、配水管工技能講習等を修了した者を現場技術管理者に配置できることなどを条件としております。この入札には、7者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、1者が辞退、残り6者のうちの最低価格入札者を落札者として決定しております。落札率は98.2%となっております。
- 次に、測量及び建設コンサルタント等業務からは、同じく条件付き一般競争入札で発注した「**大館市花岡総合スポーツ公園改修工事基本設計業務**」であります。ユニカール・ボルダリング等ができる室内競技場や室内トレーニングルームの設置に向けた建物の改修、フットボール場としての活用に向けたグラウンド面の整正等々、だれもが気軽に利用できるスポーツガーデンとして整備するための改修工事基本設計業務を委託するものであります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において、「土木関係建設コンサルタント業務」のうち「都市計画及び地方計画」と「造園」の両方に登録があること、「県内に本社・本店等主たる営業所」を有していること、技術者として、「技術士」又は「RCCM」の本業務に関連する部門の資格を有する者を配置できることなどを条件としております。この入札には、5者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、2者が最低制限価格を下回ったため失格、残り3者のうちの最低価格入札者を落札者として決定しております。落札率は78.5%となっております。
- 続いて、物品調達「**大館市新庁舎備品（執務室机ほか）**」についてであります。新庁舎用の執務室机関連備品を購入するものであります。両面連結デスクですと、幅1m40cm、長さ2mから3mの机に両側から座る形で数人が使うことになり、これを1台としてカウントしております。入札参加資格は、市の物品調達業者名簿に登録されていて「文具・事務用機器類」又は「家具・漆器類」を取り扱い品目として登録していること、「市内に本社・本店又は支店・営業所等」を有していることなどです。この条件で公募したところ、4者が参加申込みをし、同じく4者を指名し入札を執行しております。結果、落札者、落札額は記載のとおりであり、落札率は98.2%となっております。
- 続いて、役務提供「**IP電話システム更新業務**」であります。新庁舎のIP電話システム

及び機器の設置や、26 の出先機関の機器を更新する業務であります。入札参加資格として、市の業者登録名簿において役務提供の「情報処理・ソフトウェア開発」に登録していること、「県内に本社又は支店等の営業所」を有していることなどを求めています。この条件で公募したところ、2 者が参加申込みをし、同じく 2 者を指名し入札を執行しております。結果、落札者、落札額は記載のとおりであり、落札率は 98.0%となっております。

- 最後に、随意契約の案件であります。役務提供案件から、観光課が発注した「**渋谷ハチ公前青ガエル輸送業務**」であります。この案件は、東京都の渋谷区に設置されていた渋谷ハチ公前青ガエル（旧初代東急 5000 系電車車両）を、観光交流施設「秋田犬の里」に輸送するとともに、輸送に伴う各種手続き業務を委託するものであります。電車車両の輸送は極めて特殊で高度な技術を要し、渋谷区との連絡調整を図りながら進める必要があること、当該車両は元東急鉄道の車両であったことなどの理由により、東急鉄道車両の製作・運搬業務を行っている「株式会社総合車両製作所」と随意契約したものであります。落札率は 100.0%となっております。抽出案件に関する説明は以上であります。

委員長： ただいま説明がありました「抽出事案」について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員 B： 大館市花岡総合スポーツ公園改修工事基本設計業務の入札に参加している業者の中に、大館市内に本社・本店のある業者は入っていますか。

事務局： この入札に参加した業者は全て市外となっております。

事務局： 補足として、当該業務を遂行するために技術士の配置を求めています。本市において該当となる技術士はおりません。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、抽出事案についての審議を終了いたします。

③ 指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第 2 条第 1 号及び同運営要領第 2 の規定に従い「指名停止等の運用状況」について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、資料 4 により令和 2 年度上半期の「指名停止等の運用状況について」ご説明いたします。

本年度上半期においては 1 社 1 件の指名停止措置を行っております。対象業者は大成建設株式会社東北支店であります。アスベスト除去作業については、法律で仕事を開始する 14 日前までに所管の労働基準監督署へ計画の届出をしなければなりません。それをを行わ

なかったとして、労働安全衛生法違反の罪により罰金刑の略式命令を受けたものであります。本事案が、大館市指名停止要綱第2条の規定による「不正又は不誠実な行為」に該当するものであるとして、要綱の基準のとおり1カ月の指名停止措置としたものです。

以上が、令和2年度上半期における指名停止の運用状況であります。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(意見等なし)

委員長： なければ、指名停止等の運用状況についての審議を終了いたします。

④ その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」の案件について説明を受けます。

事務局： 資料5「低入札価格調査制度の事案」についてであります。平成30年度からこの制度の対象を総合評価落札方式を採用した案件のみとしたところであり、上半期において該当となる案件はございません。

また、既に広報等により周知を図っているところでありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、現行、本市に登録している業者の入札参加資格を1年間延長することにしております。このことによって、市内業者をはじめ、県内外業者の事務負担の軽減や接触機会の減少、業務活動範囲の縮小等に資することができるものと考えております。なお、新規登録希望者等につきましては、特別中間受付を設け対応を図ってまいります。

その他についての説明は以上でございます。

委員長： ただいま説明がありました「その他」について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員B： 入札参加資格の延長について、県内市町村の取組み状況はどのような感じでしょうか。

事務局： 11月に調査した時点では、入札参加資格の延長措置を図ったのは本市のみでありました。実際、原則郵送による受付とはしているものの、問い合わせ等、市内の方の来庁があります。大仙市では電子申請制度が整っており、本市でも将来的には電子申請による受付体制を整える予定ですが、コロナ禍の状況を鑑み1年間延長しております。

委員長： ほかに何かご意見等ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」とありますし、入札・契

約制度全般にわたって意見を述べることもできます。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。

(意見等なし)

4. 閉会

委員長： なければ、本日の議事につきましては、これをもって終了といたします。